

地域における母子保健の展開方式に関する研究

その3. 秋田県市町村母子健康相談システムの展開方式に関する試み

伊藤 玲子* 石塚 志津子* 足立 冬子*
秋田県環境保健部公衆衛生課 秋田保健所 秋田県小児保健会

I はじめに

母子保健事業は、その性格から、最も身近な市町村を中心に行なうことが、効果的であることは論をまたない。

しかし、本県の市町村の体制は、自主的にまかされる段階に至っていないことが実態調査で明らかである。保健所と市町村がお互いにカバーし合わなければならないため、共同で行なっているが、両者の目的分担は、極めてあいまいである。共同で実施しながらも、それぞれの目標を明確にし、市町村相互の話し合いにより、より内容を高め効果あるものにしていかなければならない。そのために、どのような方法で働きかけたらよいのかということになる。

この一段階として、昭和47年来大曲保健所管内神岡町において、調査研究を加え、町の健康相談システムを一応確立したことを基礎に、市町村と保健所のサービスの目標を定めることと、他の市町村との比較において、両者の効果的方法の相互導入を行なうことの試みとして、

1 保健所単位にすすめるべく、今年度はその計画にとり組み、一部実施に入った。

II 実施方法

A. 市町村と保健所の役割

市町村の目標は、妊婦、乳幼児（家庭）に、個々の具体的な保健サービスを自主的に行なうこと、保健所は、その市町村事業が、円滑かつ効果的に行なわれるよう援助するとともに、質的内容を把握し、指導管理を行なうセンター的役割をもつもので、市町村との合同学習を計画し、相互の効果的方法導入の場とすることとした。

従って、この目標に対するシステム化と、資料の整理、スタッフ研修が要望される。

B. 市町村母子健康相談システム

パターンとしては、図1.に示すように考えられる。具

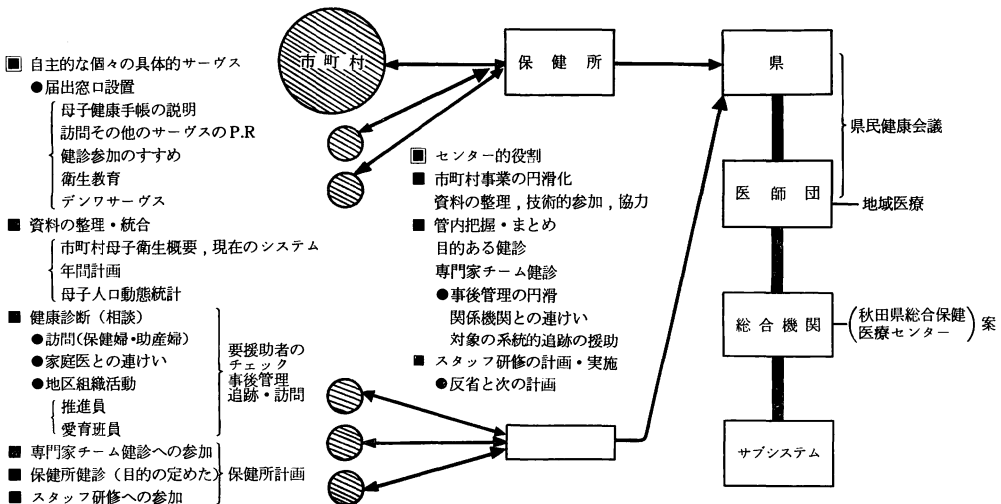


図1. 市町村母子保健活動展開へのアプローチ

*秋田県衛生科学研究所

体的には、出来る限り市町村、保健所の負担にならぬように、現状の各種事業の整理を行ない、合理的にしていこうとし、別紙1健康相談システム案を計画した。内容は、大別して、①事業開始に際しての資料の整理、②健康診査（相談）、③スタッフ研修である。

1. 事業開始に際しての資料の整理

市町村は、実際に行なっている母子衛生業務、健康相談システム一覧（別紙2）、年間実施計画表（別紙3）、年度の母子人口動態統計のまとめ（別紙4）を保健所に提出する。保健所は、その市町村の資料を基礎に市町村への協力計画をたてる。

2. 健康診査（相談）

市町村は、年間実施計画により行なう健診の都度、チェックされた者を管理台帳（別紙5、6）に記入し（妊婦、乳幼児）、保健所にコピーを提出する。

保健所は、その台帳をもとに、市町村と共同で、医療、福祉、教育機関との連携にもつていくか、必要により二次健診の計画、実施を行なう。

3. スタッフ研修

別紙1に示す如く、日常用いている資料の母子保健学的学習からはじめることとし、対象は、保健婦、栄養士、助産婦のみならず、学習内容により、母子担当者（事務）、地区組織委員（推進員、愛育班員など）にも参加をよびかける。そして、この場を利用して、相互の理解を深めるものとする。

Ⅲ 健康相談システムの展開

以上の計画を基礎に、秋田県医師会、秋田県小児保健

会、保健所事業としての展開を計るべく働きかけを行なった。

代表者との話し合いを重ね、実施方法、資料の検討を行ないつつ理解を得るとともに、一方、秋田保健所と管内市町村（I市3町）を対象にスタッフ研修を開始しつつ事業の理解を深めている。

Ⅳ ま と め

保健所と、市町村の目的分担を明確にし、市町村母子保健の展開を系統的、合理的に行なうべく、人、経済、技術等すべて不備な中で、可能な範囲の努力として計画し、除々に輪を広めて行こうとしている。しかし、我々の事業が、果して住民の真に要求しているものなのか、行政的な保健サービスの目的は何なのか、サービスの質は、どこまで必要、かつ可能なのかといった面への疑問はつきない。

一方、地方自治体の姿勢や政策、その他により施策は左右されるが、国民の質の向上がすべての基本であるとするならば、さらに具体的行政指導の必要を痛感する。

文 献

1) 伊藤玲子たち：母子保健管理システムにおける健診、保健指導のあり方、母子保健・医療システムに関する研究報告書、昭49

秋田県市町村母子健康相談システムに関する試み(案)

I 目 的

本県における妊産婦乳幼児保健の向上、心身障害児の予防ならびに早期発見に関する母子保健管理システムの確立を目的とする。

- 1) 本県で用いている妊産婦、新生児、乳幼児健康相談票、健診併用のアンケート、3才児精神検査など、健康相談（診断）の質的向上の具体的方法の実用検討
- 2) 市町村の健診ならびに保健指導のあり方に対し、昭和47年来、大曲保健所管内神岡町において確立された健康相談システムを県内市町村の比較において両者の効果的方法の相互導入をいかに展開していくか、試みとして1保健所単位にすずめ、全県的システムのあり方を検討する。
- 3) 地域への保健サーグスにあわせ、保健所、市町村の目的分担の明確化、医療機関との連携を適し、事後指導、スタッフの技術向上へのアプローチにもっていくことに対する方法の検討

II 実 施 方 法

- 1) 市町村の役割
妊婦、乳幼児(家庭)に個々の具体的保健サーグスを目的に行なうものとする。
 - (1) 届出窓口の設置
母子健康事業のシステムの一環として、妊娠届、出生届、その他の届出に際し、母子健康手帳の説明、健診、訪問、その他のサーグスのPR、参加動機にあわせ、可能な限り衛生教育もあわせて行なう。
 - (2) 健康相談（診査）
 - ① 母子保健法ならびに市町村独自で従来より行なってきた保健業務（健康診査、相談、訪問、衛生教育）を可能な限り忠実に実施する。
 - ③ 乳幼児専門家健診への参加
一般健診事業の中から必要と思われるものを選定し、保健所で行なう専門家チームによる健診に参加し、事後指導の強化を行なう。
 - (3) スタッフ研修
保健所と共同のスタッフ研修に参加し、健診保健指導を効果的に行なうための研修を行なう。

- 2) 保健所の役割
市町村の事業が円滑かつ効果的に行なわれるためのセンターの役割をもつものとする。

(1) 健康相談（診査）

- ① 市町村の計画、立案、実施には積極的に参加、協力を行なう。
- ② 市町村の母子健康事業のまとめを行なうとともに、乳幼児については異常者の管内把握を行ない、対象に応じた専門家チームの健康診査を県に要請し、これを実施する。
- ③ 保健所は、医療機関、その他の関係機関（福祉事務所、公民館、ことばの教室など）との連携をはかり、市町村の健診ならびに事後の管理の円滑を期するよう努力する。
- ④ 保健所は、管内把握、市町村健診の強化の目的で、目的をもった（例、低体重児、先天代謝異常、離乳食指導など）健診を行なうように努める。

(2) スタッフ研修

- ① 管内市町村の母子保健管理システムの確立と、その効果的運用、健診、保健指導の母子保健学的学習を目的に研修会を開催する。
- ② 市町村の実施状況を把握し研修会の場を用いて、その効果的方法の相互導入を計ることに努める。
- ③ スタッフの研修は保健婦、助産婦、栄養士のみならず必要と目的に応じ、事務担当者、地域組織活動（愛育班、母子保健推進員）の協力者に行なうことに努める。

III ま と め と 反 省

- 1) 市町村は、母子健康事業の年間実績をまとめ、保健所に報告する。保健所は管内市町村の事業の内容にあわせ改善、変更の行なわれた事項を把握し、次年度の市町村協力の反省とする。
- 2) 保健所は適当な時期を定め、実施主体、関係協力機関、団体等関係者の会合を開き、まとめと反省を行なう。

市町村母子健康相談システムに関する試み—実施方法(案)

I 事業開始にあたり資料の整理統合

- 1) 市 町 村
 - ① 市町村母子衛生の概要ならびに相談システム 別紙 2
 - ② 年間実施計画 〃 3
 - ③ 主なる母子人口動態統計 〃 4
- 2) 保 健 所
市町村の資料のまとめを基礎に作成
 - ① 市町村母子事業年間協力計画
 - ② 管内人口動態統計
 - ③ 母子保健担当事業（事務）一覧表

低体重児健診、先天代謝異常検査によるスクリーニング、離乳期グループ、3才児健診後のグループ指導など）

- ⑤ 市町村では健診の結果よりそれぞれの指導管理を行なう

II スタッフ研修

研修内容により保健所および適当と思われる市町村において行なう

- 1) 保健婦、助産婦、栄養士、母子保健地区組織委員に対する研修
下記の資料の母子保健学的学習を行なう。

- | | |
|--------------------------|------|
| ① 母子健康手帳 | 資料 1 |
| ② 妊産婦、新生児、乳幼児健康相談票 | 〃 2 |
| ③ 乳幼児健診アンケート | 〃 3 |
| ④ 3才児精神検査 | 〃 4 |
| ⑤ ことばのテスト絵カード | 〃 5 |
| ⑥ 妊婦緊急のめやす | 〃 6 |
| ⑦ 乳幼児健康プロフィール | 〃 7 |
| ⑧ 乳幼児保健指導の年令別の要点 | 〃 8 |
| ⑨ 指導と保健管理上の注意からみた症状と疾病異常 | 〃 9 |

- 2) 母子担当者、保健婦、助産婦、栄養士、母子保健地区組織委員

- ① 現在行なっている市町村母子健康相談システム関連業務の見直し
- ② 母子保健法に定められている諸事業ならびに県市町村独自の事業の見直し
- ③ 妊婦健康管理台帳 資料10
- ④ 乳幼児健康相談管理台帳 〃 11
- ⑤ 妊婦健康診査受診票 〃 12
- ⑥ 要訪問妊婦連絡について 〃 13
- ⑦ 母子健康手帳副読本（赤ちゃん）の活用 〃 14
- ⑧ わたしは3才児の活用 〃 15
- ⑨ 杉の子通信（社会教育課）の活用 〃 16

III 健康相談（診査）

- 1) 妊産婦について
 - ① 市町村は県の行なっている妊婦健診医療機関方式から通報される要注患者、ならびにその他の情報で要注の妊婦ならびに産婦について、妊産婦管理台帳に記入し保健婦助産婦による指導を行なう。別紙5
 - ② 市町村独自で妊産婦集団（個別）健診を行なっている場合も、同様に要注患者は管理台帳に記入する。
- 2) 乳幼児について
 - ① 市町村が行なう乳幼児健康相談（診査）によりチェックされたものは、その都度乳幼児健診管理台帳に記入する。 別紙6
 - ② 保健所の計画する乳幼児専門家チーム健診には乳幼児管理台帳の上から対象乳幼児を選定する。
 - ③ 保健所は市町村から提出された対象児について必要と思われる専門家健診チームを要請し市町村と協議の上特定の日時、場所を定め市町村と共同で行なう。
 - ④ 保健所は管内市町村を対象に目的をもった健診を行なうように努める（例

事項	No.	項 目	内 容
衛生課	1	婚 前 学 校	回
	2	新 婚 学 校	回
	3	母 親 学 校	回
	4	家 族 計 画 指 導	イ、個別 ロ、集団 回
	5	育 児 教 室	回 時間
	6	幼 児 教 室	回 時間
相談課	7	身 障 児 相 談	イ、親にあわせ ロ、独自
	8	乳 児（育児）相談	回
	9	妊 婦 相 談	回
保健・医療課	10	妊・産・実養強化	イ、援助事業 ロ、上級 妊・産
	11	乳 児 実 養 強 化	イ、全世帯 ロ、非課税世帯
	12	医 療 給 付	イ、妊婦 ロ、幼児
管理課	13	妊婦未受診訪問	
	14	乳児未受診訪問	
	15	異常者継続管理	
その他	16	出生・退院の連絡	関係機関名
	17	通 知 方 法	乳児（イ個人ロ広報）3才児（イ個人ロ広報）

役場 ()課 ()係 ← 妊婦

1. 妊婦台帳作成(成)をつける
2. 母子健康手帳交付
3. 妊婦受診券(2枚)
4. 健診カード作成
5. 妊婦健康診断
イ. 県の委託医療機関方式のみ
ロ. イ以外のもの、個人・集団
6. 産後健康診断
7. 助産婦訪問
イ. 保健所からの通病のみ
中由症・その他
ロ. イ以外の事業として
要注意者・その他

役 場 戸 籍 係 ← 出生届出 出 生

1. 台帳作成
2. 新生児助産婦訪問（未熟児、低体重児、問題ある児、全員）
3. 健康診断

乳 児	年間回数 () 回	<table border="1"> <tr> <th>項 目</th> <th>開 催 数</th> <th>廣 科</th> <th>外 注 検 査</th> </tr> <tr> <td>幼 児</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 才</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 才</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 才</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 才</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	項 目	開 催 数	廣 科	外 注 検 査	幼 児				2 才				3 才				4 才				5 才			
	項 目		開 催 数	廣 科	外 注 検 査																					
	幼 児																									
	2 才																									
	3 才																									
	4 才																									
	5 才																									
	1 人 当 () 回																									
	1 才 月																									
	2 才 月																									
	3 才 月																									
	4 才 月																									
5 才 月																										
6 才 月																										
7 才 月																										
8 才 月																										
9 才 月																										
10 才 月																										
11 才 月																										
12 才 月																										

離乳食を目的に () 回 食・保 くる病を目的に () 回 先股脱を目的に () 回	委託機関名()
---	----------

- #### 4. 子防接續

※ 母子地区組織活動（

[illegible]

昭和()年度母子衛生事業計画表 (母子衛生要実施事項について記入のこと) 市町村名 記入者名 記入年月日
() () 年 月 日

[illegible]

